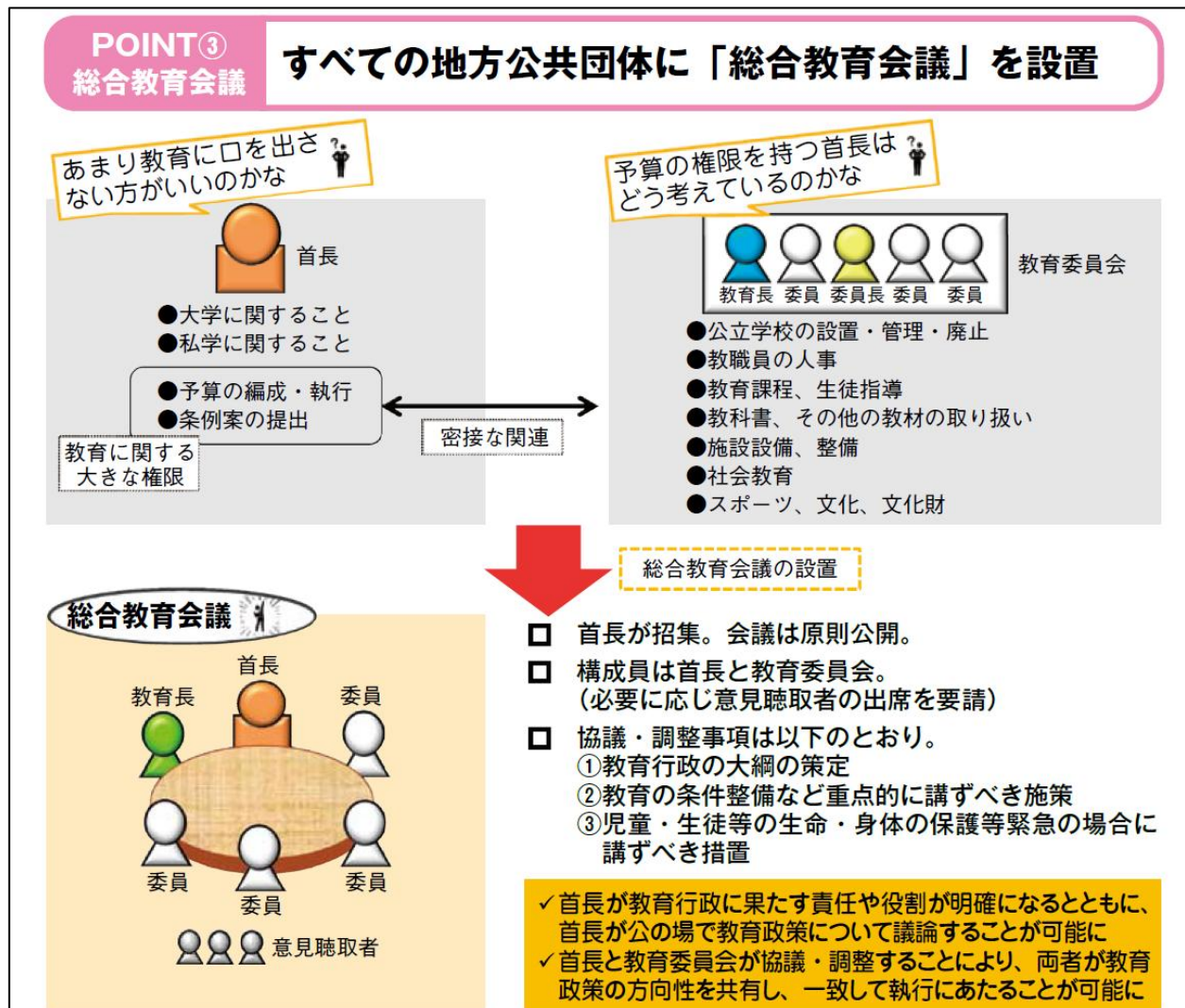


総合教育会議の設置について

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）（平成 27 年 4 月 1 日施行）』（文部科学省）より抜粋



（参考）Q & A（同資料より抜粋）

Q 4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

A 4 総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q 5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？

A 5 総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。